

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準 2023.7

＜学校保健安全法施行規則第19条＞令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- ① 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- ② 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
- ③ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ④ 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ⑤ 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ⑥ 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

	感染症の種類 (〃 は登校許可証の対象)	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、感染症法6条7～9項に規定する新型インフルエンザ・指定感染症・新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後一日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 <u>流行性角結膜炎</u> 、 <u>急性出血性結膜炎</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<p><u>その他の感染症の例（規則上の例示はない）</u> <u>溶連菌感染症</u>、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性 紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズ マ感染症、感染性胃腸炎</p>	<p>条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医 の意見を聞き期間を決定する</p> <p>※学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染 拡大防止の必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種 の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められ ているものであり、必ず出席停止を行うべきというものではない</p>
--	---

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例： アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）